

平成 21 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 精工技研  
代表者名 代表取締役社長 上野昌利  
(コード番号 6834 )  
問合せ先 経営企画室 斎藤祐司  
(TEL. 047 - 388 - 6401 )

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 14 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 19 日開催予定の第 37 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行なうものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第8条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

- (2) 事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして事業内容を追加するものであります。
- (3) 以上のほか、規定の削除に伴う条数の変更を行なうものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 19 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 19 日 (金曜日)

以上

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 機械器具工具の設計製造及び販売</p> <p>(2) 通信機器、電子機器、計測器並びに同部品及び同材料の製造及び販売</p> <p>(3) 燃料電池及び同部品の製造及び販売</p> <p>(4) 前各号の製品の輸出入の業務</p> <p>(5) 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>第3条～第7条 (条文省略)</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(单元株式数及び单元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の单元株式数は、100株とする。</p> <p><u>2 当社は、前条の規定にかかわらず、单元未満株式数に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 剰余金の配当を受ける権利</p> <p>(3) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(4) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(5) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) <u>光学機器及び同部品の製造及び販売</u></p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>(6) (現行どおり)</p> <p>第3条～第7条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(单元株式数)</p> <p>第8条 当社の单元株式数は、100株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 剰余金の配当を受ける権利</p> <p>(3) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(4) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(5) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>

現行定款	変更案
<p>第13条～第47条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 12 条～第 46 条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p><u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、平成22年1月5日までこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。なお、本附則は、同日の経過後、自動的に削除されるものとする。</u></p>

以 上